

社会福祉法人定款準則の一部改正 について

平成9年12月11日

厚生省 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、
老人保健福祉局長、児童家庭局長

社会福祉法人の業務の決定については、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号）別紙2「社会福祉法人定款準則」第5条第1項において、「日常の軽易な業務は理事長がこれを専決」することとされているが、「日常の軽易な業務」の具体的例示はなされていなかった。この点に関しては、総務庁より平成4年6月の「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告」及び本年7月の「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく再勧告」において早急に具体化の措置を講じるよう、勧告されており、これを受けて発出した「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく再勧告」について」（平成9年8月13日社援企第147号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）においては、できるだけ速やかに通知を行う旨、示したところである。

については、社会福祉法人定款準則を別紙のとおり改正し、理事長の専決事項について例示し、理事会の適切な運営の確保に資することとしたので、貴職におかれては、この改正の趣旨を踏まえ、社会福祉法人に対する適切な指導に努められたい。

別紙

「社会福祉法人の認可について（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長・児童局長通知）」の別紙2「社会福祉法人定款準則」を次のとおり改正する。

第5条の備考中（4）を（5）とし、（1）から（3）までを1つずつ繰り下げ、次のように（1）を加える。

（1）「日常の軽易な業務」の例としては、次のような業務がある。

「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。

（注）理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

廟 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

基本財産以外の固定資産の取得及び改善等のための支出並びにこれらの処分。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の同意を得て)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

予算上の予備費の支出。

入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

入所者の預り金の日常の管理に関すること。

寄付金の受入れに関する決定。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。